

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
一般社団法人 日本産業カウンセラー協 会	6010405001009	資格登録会員年会費 資格登録会員登録料 資格登録会員更新料 賛助会員年会費	100,000	資格登録会員年会費 一名 10,000(年額) 計四名 資格登録会員登録料 一名 7,000(登録時) 資格登録会員更新料 一名 3,000(更新時) 賛助会員年会費 一口 50,000(年額)	令和4年4月15日 令和5年3月10日 令和5年3月17日 令和5年3月31日	産業カウンセラーは、職場でカウ セリングを行うカウンセラーであり、心 理学的手法を用いて、働く人たちが抱 える問題を、自らの力で解決できるよ うに援助する者である。 当局の有資格者は、職員のメンタル ヘルスの維持、改善、ひいては仕事 の生産性の低下や心身の不調を未然 に防ぐための活動を行っており、入会 することで提供される会報誌の購読、 研修会への参加等を通じて得られる 最新の情報等は産業カウンセラーの 任務を行う上で必要であるため。		
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	研修会参加料	228,100	-	令和4年4月22日 令和4年5月20日 令和4年7月22日 令和4年8月26日 令和4年9月30日 令和4年11月18日 令和5年1月27日 令和5年2月24日 令和5年3月17日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本産業衛生学会	4011105000467	学会参加登録費	122,000	-	令和4年4月14日 令和4年11月25日 令和5年2月6日 令和5年3月1日 令和5年3月2日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本分析化学会	7010705001780	受講料	265,000	-	令和4年6月3日 令和4年6月24日 令和4年10月28日 令和4年11月4日 令和5年2月17日	-	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく令和4年度第4四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。